

様式第15号(第14条関係)

| | | | | | | |
|------------------|---------------------|--|------------------------|-------------------|------------|---|
| 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | | 米子市観音寺新町三丁目4番29号 株式会社島津組 代表取締役 島津志朗 | | 地位の承継 | 承継人の住所及び氏名 | |
| 開発許可の年月日及び番号 | | 令和 3年 1月14日 建相起第 5360 号-2 | | | 承継(受理)年月日 | 承継の原因 |
| 許可内容 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 米子市 熊党 字五反通 545番 | | | | 備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません |
| | 開発区域の面積 | 1, 639. 82 m ² | 工区別面積 | | | |
| | 予定建築物等 | 一戸建の住宅(宅地分譲) (自己用以外) | | | | |
| | 法第41条第1項の規定による制限の内容 | | | | | |
| 変更許可 | 年月日 | 変更の内容 | | | | |
| 完了検査 | 工区名 | 検査年月日 | 検査済証 | 完了公告の年月日及び番号 | | |
| | | 令和 3年 4月15日 | 令和 3年 4月19日 建相起第号-3 | 令和 3年 4月28日 第 95号 | | |